

資料 4

計画の一部改定について

～概要～

平成 29 年度において予定していた低所得者層に対する保険料率軽減措置を実施せず、平成 28 年度の保険料率と同率に変更する。

所得区分	H28 保険料率	H29 保険料率 (変更前)		H29 保険料率 (変更後)
第 1 段階	0.450	0.300	⇒	0.450
第 2 段階	0.625	0.500		0.625
第 3 段階	0.750	0.700		0.750

～改定の理由～

計画策定当時の状況においては、平成 29 年 4 月に消費税 10%への増税が予定されていて、その財源を用いて平成 29 年度において軽減措置を実施するとされていたが、10%への増税が延期されたことにより、国から平成 29 年度予定していた軽減措置は実施しない旨の通知が出されたことに伴い改定するものであります。